

# 学校生協組合員資格の 自動継続について（お知らせ）



2018年6月22日に開催されました第70回通常総代会で「退職後の組合員資格」について定款が変更になりました。今回の定款変更に伴い、退職後も学校生協組合員資格は自動継続\*1され、現在ご利用中の組合員特典\*2の内容はそのまま引き継がれることとなりました。

ご不明な点やご質問等がありましたら、お気軽に学校生協（TEL 086-272-4033  
フリー FAX：0120-72-4034）までお問い合わせください。

引き続きのご利用どうぞ宜しくお願いいたします。

\*1 早期退職の場合は学校生協へ15年以上の在籍が必要です。

\*2 グループ共済、教職員等賠償責任保険、団体扱自動車保険、ガソリン・ハッピーカード、共同購入、指定店・提携店など（かんい保険の集金など一部サービスを除く）

**定年退職の方** → 学校生協を脱退希望の場合やご利用中の組合員特典について変更希望の場合は、必ず学校生協までご連絡をお願いいたします。

**早期退職の方** → 学校生協にお知らせいただいた方に個別にご案内いたしますので、学校生協までご連絡をお願いします。